

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	一般廃棄物処分業の許可、変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 8 条
法令(例規)番号	昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号
関 係 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 1 及び 2・ 第 10 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第</p>

二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれか

に該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	1日	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	再生利用が確実である一般廃棄物の収集運搬業者に対する指定
根拠法令(例規)及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号
法令(例規)番号	昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号
関 係 条 項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条の 2、第 9 条、
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	基 準
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	埋葬、火葬、改葬の許可
根拠法令(例規)及び条項	墓地、埋葬に関する法律第 5 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号
関係条項	墓地、埋葬等に関する法律施行規第 1 条・第 2 条・第 3 条・第 4 条、美唄市火葬場条例第 3 条及び第 7 条、美唄市火葬場条例施行規則第 3 条
所管課係名	生活環境課環境係
審査基準	<p>【墓地、埋葬等に関する法律施行規則】</p> <p>第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）</p> <p>二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）</p> <p>三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）</p> <p>四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）</p> <p>五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）</p> <p>六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）</p> <p>七 埋葬又は火葬場所</p> <p>八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）</p> <p>二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）</p> <p>三 埋葬又は火葬の場所</p> <p>四 埋葬又は火葬の年月日</p> <p>五 改葬の理由</p> <p>六 改葬の場所</p> <p>七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しく</p>

		<p>は埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)</p> <p>二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本</p> <p>三 その他市町村長が特に必要と認める書類</p> <p>第三条 死亡者の縁故者が不在墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 無縁墳墓等の写真及び位置図</p> <p>二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面</p> <p>三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真</p> <p>四 その他市町村長が特に必要と認める書類</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>	
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	犬の鑑札の再交付	
根拠法令(例規)及び条項	狂犬病予防法施行令第 1 条の 2	
法令(例規)番号	昭和 28 年政令第 236 号	
関 係 条 項	狂犬病予防法第 4 条、美唄市狂犬病予防法施行細則第 7 条	
所 管 課 係 名	生活環境課環境係	
審 査 基 準	基 準	<p>(鑑札の再交付)</p> <p>第一条の二 市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p>
	審査基準未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
根拠法令(例規)及び条項	埋葬等に関する法律第 10 条の 1
法令(例規)番号	平成 24 年 3 月 21 日規則第 8 号
関係条項	美唄市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 2 条第 5 条・第 6 条・第 11 条・第 12 条
所管課係名	生活環境課環境係
審査基準	<p>【美唄市墓地、埋葬等に関する法律施行細則】</p> <p>(設置場所の基準)</p> <p>第 5 条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>(1) 国道、道道その他交通の頻繁な道路、軌道、河川、湖沼、公園、学校、病院その他公共施設及び人家から 110 メートル以上離れている場所であること。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。</p> <p>(3) その他公衆衛生上支障がない場所であること。</p> <p>(施設の基準)</p> <p>第 6 条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 墓地</p> <p>ア 周囲には、風致を保持する障壁等が設けられていること。</p> <p>イ 通路は、幅員 1 メートル以上で砂利等が敷設されていること。</p> <p>ウ 適当な排水路が設けられていること。</p> <p>エ 墳墓の 1 区画当たりの面積は、3 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 納骨堂</p> <p>ア 堅固な建物で、防火設備が設けられていること。</p> <p>イ 出入口又は納骨装置は、施錠できるものであること。</p> <p>(3) 火葬場</p> <p>ア 周囲には、塀、柵又は樹木により境界が設けられていること。</p> <p>イ 火炉及び煙筒が備えられ、かつ、集じん及び脱臭の装置が設けられていること。</p> <p>ウ 火炉の扉は施錠できるものであること。</p> <p>(大規模な墓地の施設の基準)</p> <p>第 7 条 10 ヘクタール以上の墓地は、前条第 1 号に規定する基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。</p>

		<p>(1) 墳墓の区画の面積の総計は、墓地の面積の3分の1以下であること。</p> <p>(2) 周囲には、かん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には、緑地が適正に配置されていること。</p> <p>(3) 幅員6メートル以上の幹線通路及び幅員2メートル以上のその他の通路が設けられていること。</p> <p>(4) 墳墓の1区画当たりの面積が、4平方メートル以上であること。</p> <p>(5) 事務所、休憩所、便所、水道又は井戸、駐車場等必要な施設が設置されていること。</p> <p>(経営者の遵守事項)</p> <p>第10条 墓地等の経営者は、墓地等について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 墓地等を常に清潔にし、修繕を怠らないこと。</p> <p>(2) 墓地に露出した遺骨及び火葬場の残骨灰等は、一定の場所に埋め、標木を立てること。</p> <p>(3) 墓穴の深さは、特別の措置が講ぜられているとき又は焼骨が埋蔵されることを除き、2メートル以上とすること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める措置</p> <p>(墓地等の管理者に関する報告)</p> <p>第11条 墓地等の経営者は、管理者の選任後10日以内に、その本籍、住所、氏名、生年月日及び選任年月日を、市長に報告しなければならない。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>	
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可
根拠法令(例規)及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項
法令(例規)番号	平成 24 年 3 月 21 日規則第 8 号
関 係 条 項	美唄市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 3 条及び第 4 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【美唄市墓地、埋葬等に関する法律施行細則】 (変更許可の申請)</p> <p>第 3 条 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の区域又は施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂、火葬場)変更許可申請書(別記様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>[法第 10 条第 2 項]</p> <p>2 前項の申請書には、前条第 2 項に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 変更箇所を明示した図面</p> <p>(2) 当該変更により改葬を必要とする場合にあっては、法第 8 条に規定する改葬許可証の写し</p> <p>[法第 8 条]</p> <p>(廃止許可の申請)</p> <p>第 4 条 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂、火葬場)廃止許可申請書(別記様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	犬の登録及び鑑札の交付
根拠法令(例規)及び条項	狂犬病予防法第 4 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 247 号
関 係 条 項	狂犬病予防法施行規則第 3 条、美唄市狂犬病予防法施行細則第 2 条第 2 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【狂犬病予防法施行規則】 (登録の申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）</p> <p>二 犬の所在地</p> <p>三 犬の種類</p> <p>四 犬の生年月日</p> <p>五 犬の毛色</p> <p>六 犬の性別</p> <p>七 犬の名</p> <p>八 前五号のほか犬の特徴となるべき事項</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	犬の予防注射済票の交付
根拠法令(例規)及び条項	狂犬病予防法第 5 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 247 号
関 係 条 項	狂犬病予防法施行規則第 12 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【狂犬病予防法施行規則】 (注射済票の交付)</p> <p>第十二条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。）に対して、別記様式第四による注射済証を交付しなければならない。</p> <p>2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。</p> <p>一 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪、鑑札その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。</p> <p>二 次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>イ 「注射済」の文字</p> <p>ロ 注射実施年度</p> <p>ハ 都道府県名又は都道府県名を特定できるものとして厚生労働大臣が定める文字、数字等</p> <p>ニ 市町村の名称を特定できる文字、数字等</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。</p> <p>四 色は、平成十九年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては黄、平成二十年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては赤、平成二十一年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては青とし、その後は順次これを繰り返したものであること。</p> <p>五 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 十ミリメートル以上の直径の大きさの円形</p> <p>ロ 十ミリメートル以上の短辺とし、短辺と長辺の比が一对二となる大きさの長方形</p>

		<p>4 市町村長は、前項の規定により注射済票を定めたときは、その内容を当該市町村の属する都道府県の知事に通知しなければならない。</p> <p>5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>1日</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	犬の予防注射済票の再交付
根拠法令(例規)及び条項	狂犬病予防法施行令第 3 条
法令(例規)番号	昭和 28 年政令第 236 号
関 係 条 項	狂犬病予防法第 5 条、狂犬病予防法施行規則第 6 条第 2 項・第 13 条、美唄市狂犬病予防法施行細則第 8 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>(注射済票の再交付)</p> <p>第十三条 犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。</p> <p>2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	再生利用が確実である一般廃棄物の処分業者に対する指定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 9 条
法令(例規)番号	昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号
関 係 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 4 2
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p style="text-align: center;">(一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第二条の四 法第七条第十項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>二 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 削除</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	1日	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	浄化槽清掃業の許可
根拠法令(例規)及び条項	浄化槽法第 36 条
法令(例規)番号	昭和五十八年法律第四十三号
関 係 条 項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>(許可の基準)</p> <p>第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年</p>

		<p>者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>1日</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項
法令(例規)番号	昭和二十二年法律第六十七号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	基 準
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可地縁団体の規約の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法第 260 条の 3 第 2 項
法令(例規)番号	昭和二十二年法律第六十七号
関 係 条 項	同法第 条
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	基 準
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可地縁団体の認可
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号	昭和二十二年法律第六十七号
関 係 条 項	同法第 260 条の 2 第 2 項・第 3 項・第 4 項、同法施行規則第 18 条
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	<p>○ 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>四 規約を定めていること。</p> <p>○ 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 区域</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>五 構成員の資格に関する事項</p> <p>六 代表者に関する事項</p> <p>七 会議に関する事項</p> <p>八 資産に関する事項</p> <p>○ 4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。</p> <p>○ 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	日
備 考	

申請に対する処分審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

処 分 名	一般廃棄物収集・運搬業の許可、変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号
法令(例規)番号	昭和四十五年法律第百三十七号
関係条項	同政令第4条・第4条の3、美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条
所管課係名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第</p>

二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれか

に該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第二条の二 法第七条第五項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。)が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によるこ

		<p>と。</p> <p>イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。</p> <p>(1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）</p> <p>(2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法</p> <p>(4) 処分又は再生を開始する年月日</p> <p>ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>Ⓐ: 審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ: 実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>1日</p>
<p>備考</p>		